

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

- 一 「農林水産物等」とは、次に掲げる物（ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品に該当するものを除く。）をいうものとする。
- (一) 農林水産物（食用に供されるものに限る。）
- (二) 飲食料品（(一)に掲げるものを除く。）
- (三) 農林水産物（(一)に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの
- (四) 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（(二)に掲げるものを除く。）であつて

、政令で定めるもの

二 「特定農林水産物等」とは、次のいずれにも該当する農林水産物等をいうものとする。

(一) 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。

(二) 品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が（一）の生産地に主として帰せられるものであること。

三 「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称（当該名称により二の（一）及び（二）に掲げる事項を特定することができるものに限る。）の表示をいうものとする。

四 「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与し、又は農林水産物等の特性を保持するために行われる行為をいい、「生産地」とは、生産が行われる場所、地域又は国をいい、「生産業者」とは、生産を業として行う者をいうものとする。

五 「生産者団体」とは、生産業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする団体（法人でない団体にあつては代表者又は管理人の定めのあるもの）に限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現

在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）であつて、農林水産省令で定めるものをいうものとする。

六 「生産行程管理業務」とは、生産者団体が行う次に掲げる業務をいうものとする。

(一) 農林水産物等について第六の二の(二)から(八)までに掲げる事項を定めた明細書（以下単に「明細書」という。）の作成又は変更を行うこと。

(二) 明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の生産の行程の管理を行うこと。

(三) (一)及び(二)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(第二条関係)

第三 地理的表示

一 登録又は変更の登録を受けた生産者団体（以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者及び当該生産業者から農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者は、その生産を行った又は譲り受けた農林水産物等が登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状（以下「包装等」という。）に地理的表示を付することができるものとする。

二 何人も、一の場合及び次に掲げる場合を除き、登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付してはならないものとする。

(一) 登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付する場合

(二) 登録の日（変更の登録があった場合にあつては、当該変更の登録の日。）前の商標登録出願に係る登録商標に係る商標権者その他当該登録商標の使用をする権利を有する者が、当該商標登録に係る指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をする場合

(三) 登録の日前から商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合（二に掲げる場合を除く。）

(四) 登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に

係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限る。）を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合 (第三条関係)

第四 登録標章

一 登録生産者団体の構成員たる生産業者及び当該生産業者から農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者は、登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標章を付さなければならないものとする。

二 一により登録標章を付する場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付してはならないものとする。

(第四条関係)

第五 措置命令

農林水産大臣は、次に掲げる規定に違反した者に対し、次に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

- (一) 第三の二 地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消
- (二) 第四の一 登録標章を付すること。
- (三) 第四の二 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

(第五条関係)

第六 登録

- 一 生産行程管理業務を行う生産者団体は、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について農林水産大臣の登録を受けることができるものとする。
- 二 登録を受けようとする生産者団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならぬものとする。

- (一) 生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名

- (二) 当該農林水産物等の区分
- (三) 当該農林水産物等の名称
- (四) 当該農林水産物等の生産地
- (五) 当該農林水産物等の特性
- (六) 当該農林水産物等の生産の方法
- (七) (二)から(六)までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項
- (八) (二)から(七)までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について農林水産省令で定める事項
- (九) (一)から(八)までに掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

三 申請書には、明細書及び生産行程管理業務の方法に関する規程（以下「生産行程管理業務規程」という。）等の書類を添付しなければならないものとする。

四 生産行程管理業務を行う生産者団体は、共同して登録の申請をすることができるものとする。

（第六条及び第七条関係）

第七 登録の申請の公示等

- 一 農林水産大臣は、登録の申請があつたときは、登録を拒否する場合を除き、第六の二の(一)から(八)までに掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならないものとする。
- 二 農林水産大臣は、公示の日から二月間、申請書、明細書及び生産行程管理業務規程を公衆の縦覧に供しななければならないものとする。

(第八条関係)

第八 意見書の提出等

- 一 公示があつたときは、何人も、当該公示の日から三月以内に、当該公示に係る登録の申請について、農林水産大臣に意見書を提出することができるものとする。
- 二 農林水産大臣は、意見書の提出があつたときは、当該意見書の写しを登録の申請をした生産者団体に送付しなければならないものとする。

(第九条関係)

第九 登録の申請の制限

- 一 次のいずれにも該当する登録の申請は、公示に係る登録の申請についての意見書の提出とみなすものとする。この場合においては、農林水産大臣は、次のいずれにも該当する登録の申請をした生産者団体に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(一) 公示に係る登録の申請がされた後第八の一の期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

(二) 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が第七の一による公示に係る農林水産物等のいずれかに該当するとき

二 一の(二)に該当する登録の申請は、第八の一の期間の経過後は、することができない(ただし、公示に係る登録の申請について、取下げ、登録を拒否する処分又は登録があつた後は、この限りでない。)ものとする事。

(第十条関係)

第十 学識経験者の意見の聴取

一 農林水産大臣は、第八の一の期間が満了したときは、登録の申請が第十二の一に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする事。

二 一の場合において、農林水産大臣は、提出された意見書の内容を学識経験者に示さなければならないものとする事。

三 意見を求められた学識経験者は、必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は意見

書を提出した者その他の関係者から意見を聴くことができるものとする。

四 意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第十一条関係)

第十一 登録の実施

一 農林水産大臣は、登録の申請があつた場合において第七から第十までの手続を終えたときは、登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならないものとする。

二 登録は、次に掲げる事項を特定農林水産物等登録簿に記載してするものとする。

- (一) 登録番号及び登録年月日
- (二) 第六の二の(二)から(八)までに掲げる事項
- (三) 第六の二の(一)に掲げる事項

三 農林水産大臣は、登録をしたときは、登録の申請をした生産者団体に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならないものとする。

(第十二条関係)

第十二 登録の拒否

一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならないものとする。こと。

(一) 生産者団体が登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しないものである等のとき。

(二) 生産行程管理業務の方法が当該生産者団体の構成員たる生産業者が行う農林水産物等の生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していない等のとき。

(三) 登録の申請に係る農林水産物等（以下「申請農林水産物等」という。）が特定農林水産物等でない等のとき。

(四) 申請農林水産物等の名称が次のいずれかに該当するとき。

イ 普通名称その他当該申請農林水産物等について第二の二の(一)及び(二)に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。

ロ 申請農林水産物等又はこれに類似する商品又は商品に関する役務に係る登録商標と類似の名称であるとき。

二 一の(四)のロは、登録商標に係る商標権者たる生産者団体等に該当する生産者団体が登録商標と同一又

は類似の名称の農林水産物等について申請をする場合には、適用しないものとする。

三 農林水産大臣は、登録を拒否したときは、登録の申請をした生産者団体に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならないものとする。

(第十三条関係)

第十三 特定農林水産物等登録簿の縦覧

農林水産大臣は、特定農林水産物等登録簿を公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

(第十四条関係)

第十四 生産者団体を追加する変更の登録

登録に係る特定農林水産物等について生産行程管理業務を行おうとする生産者団体(当該登録を受けた生産者団体を除く。)は、第十一の二の(三)に掲げる事項に当該生産者団体に係る第六の二の(一)に掲げる事項を追加する変更の登録を受けることができるものとする。

(第十五条関係)

第十五 明細書の変更の登録

一 登録生産者団体は、明細書の変更(第六の二の(三)から(八)までに掲げる事項に係るものに限る。)をしようとするときは、変更の登録を受けなければならないものとする。

二 登録に係る登録生産者団体が二以上ある場合には、当該登録に係る全ての登録生産者団体は、共同して一の変更の登録の申請をしなければならないものとする事。 (第十六条関係)

第十六 登録生産者団体の変更の届出等

登録生産者団体は、第十一の二の(三)に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないものとする事。 (第十七条関係)

第十七 生産行程管理業務規程の変更の届出

登録生産者団体は、生産行程管理業務規程の変更をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならないものとする事。 (第十八条関係)

第十八 生産行程管理業務の休止の届出

登録生産者団体は、生産行程管理業務を休止しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならないものとする事。 (第十九条関係)

第十九 登録の失効

一 登録生産者団体が解散した場合においてその清算が終了したとき又は登録生産者団体が生産行程管理

業務を廃止した場合には、登録は、その効力を失うものとする。

二 登録がその効力を失ったときは、当該登録に係る登録生産者団体等は、遅滞なく、効力を失った事由及びその年月日を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

三 農林水産大臣は、一により登録がその効力を失ったときは、特定農林水産物等登録簿につき、その登録を消除するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。

(第二十条関係)

第二十 措置命令

農林水産大臣は、その構成員たる生産業者が、第三の二若しくは第四の規定に違反し、又は第五の規定による命令に違反した等の場合は、登録生産者団体に対し、明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第二十一条関係)

第二十一 登録の取消し

農林水産大臣は、登録生産者団体が生産者団体に該当しなくなったとき等の場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(第二十二条関係)

第二十二 公示の方法

この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(第二十三条関係)

第二十三 報告及び立入検査

この法律の施行に必要な限度における報告徴収及び立入検査に関する規定を設けるものとする。

(第二十四条関係)

第二十四 農林水産大臣に対する申出

一 何人も、第三の二又は第四に違反する事実があると思料する場合には、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

二 農林水産大臣は、一により申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五又は第二十の措置その他の適切な措置をとらなければならないものとする。

(第二十五条関係)

第二十五 権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、その一部を地方支分部局の長に委任することができるもの

とすること。

(第二十六条関係)

第二十六 罰則

この法律における所要の罰則を整備するものとする。

(第二十八条から第三十二条まで関係)

第二十七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備等を行うものとする。

(附則第三条から第六条まで関係)